

日高川町スポーツ合宿等誘致補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町におけるスポーツ・文化合宿等（以下「合宿等」という。）の誘致を推進することにより、スポーツ・文化を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることを目的とし、本町内で合宿等を実施する団体に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては日高川町補助金等交付規則（平成17年日高川町規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次条に定める補助金の交付対象事業を実施する町外の小学校の児童、中学・高校の生徒、短期大学・大学等の学生で構成されたスポーツ団体及び文化団体とする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、合宿等を実施する場合であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) スポーツ・文化合宿及びゼミ合宿であること。
- (2) 町内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を取得している施設に限る。）に宿泊すること。
- (3) 前号の宿泊の当日又は翌日に、町内の体育施設又は社会教育施設等を利用すること。
- (4) 1日の宿泊人数が10人以上の団体であること。
ただし、宿泊者とはスポーツ・文化合宿等に参加した選手（部員・団員）及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者及び付添人は含まない。）をいう。
- (5) 1回の合宿等における宿泊延べ人数が30人以上であること。この場合において、複数の補助対象団体が、合同で、又は、同一の目的で合宿等を行うときは、それぞれの補助対象団体の延べ宿泊数を合算するものとする。
- (6) 当該合宿等について、国、県又は他の地方公共団体から助成を受けていないこと。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、宿泊延べ人数に1,000円を乗じて得た額とし、第2条に規定する1団体当たり200,000円を限度とする。ただし、同一団体への交付は同一年度内において1回を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ日高川町スポーツ合宿等誘致補助金交付申請書（様式第1号）に、町長が必要と認める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、日高川町スポーツ合宿等誘致補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長が必要と認めるときは、条

件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定後において、申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ日高川町スポーツ合宿等誘致補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の増額を伴わない場合は省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、日高川町スポーツ合宿等誘致補助金変更・中止承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「実施団体」という。)は、当該補助決定事業が完了したときは、速やかに日高川町スポーツ合宿等誘致補助金実績報告書兼交付請求書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等の内容及び日程が記載されている書類
- (2) 日高川町スポーツ合宿等参加者名簿(様式第6号)
- (3) 日高川町スポーツ合宿等宿泊証明書(様式第7号)
- (4) 体育施設等の使用許可書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書兼交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、日高川町スポーツ合宿等誘致補助金確定通知書(様式第8号)により実施団体に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(検査等)

第10条 町長は、補助金の適正な運用を図るため、必要があるときに実施団体に対し報告を求め、又は指示し、若しくは帳簿等関係書類の検査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、実施団体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第9条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。